
横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」
vol.197 (2018年6月29日号) 配信数：
発行：WBC事業受託者 株式会社パソナ

本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC ホームページを更新しました】

- ▼2. <WBC 事務局より> ～お知らせ～
【WBC Facebook を更新しました】

- ▼3. <横浜市及び WBC 事務局より>
【WBC インキュベートオフィスのご案内】

- ▼4. <WBC 事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～
【税務上の不動産の時価（Market Value）について】（その2）
[前回（その1）の振り返り]

- ▼5. <横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～
【知的財産戦略セミナー 7/3】

- ▼6. <横浜市より> ～ミッション参加企業募集のお知らせ～
【「中国 北京・上海経済環境視察団」のご案内 9/4-8】

- ▼7. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【第81回横浜産業倶楽部 上海にてセミナー・交流会開催 7/9】

- ▼8. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～
【ベトナム製造現場のニーズ情報～KIZUNA ミニセミナー&個別相談会～ 7/17】

- ▼9. <広報協力> ～IDEC よりお知らせ～

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■-----

3. -----■□■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。
<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834

FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■□■-----

4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【税務上の不動産の時価（Market Value）について】（その 2）

[前回（その 1）の振り返り]

◆ ”時価”と呼べるものはなにか

公表されている土地の価格は主に次の通り。

1. 不動産売買で実際取引された売買価格
2. 地価公示（地価調査）価格
3. 相続税路線価
4. 固定資産税評価額
5. 不動産業者の売却査定額
6. 不動産鑑定評価額 など

このうち、“時価”と呼べるものは、不動産の取引市場などで実際に用いられていて、相対価値が概ね100程度のものである。具体的には、売買価格、地価公示（地価調査）価格、鑑定評価額ということになります。

◆ 日本の土地の時価は、『ダブルスタンダード』なのか？

税法上“時価”とは＝不動産市場でのいわゆる客観的交換価値とされています。しかし、税務実務上相続税等の評価を行う場合には、原則として相続税路線価（相対価値80<時価100）を用いて計算することになっています。

そうすると、法律では時価を要請されているのに、実務上は時価よりも相対的に低い価格で計算することになり、相続税評価額は低く計算されることになります。

これはやはり、ダブルスタンダードなのではないでしょうか...

[続き（その2）]

◆ 日本の土地の時価が、『ダブルスタンダード』ではない理由について

➤ 財産評価基本通達について

- ◇ そもそも相続税等については、申告納税制度がとられているため、所有する土地等の価額の時価を納税者が評価し、申告・納税を行うことになっています。しかし、その課税対象となる土地、家屋などの不動産等は多種多様であり、これら各種の財産の時価を的確に把握することは必ずしも容易ではありません。このため、国税庁では、財産評価基本通達を定め、各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一するとともに、これを公開し、納税者の申告・納税に供しているのです。

- ◇ そして、その財産評価基本通達の中で、宅地の評価方式として路線価方式（路線価が付されていない地域については、倍率方式）が定められているのです。
- ではなぜ？相続税路線価は、時価（地価公示価格等）の80%（▲20%）と低く設定されているのか、について
 - ◇ これについては、過去のいわゆるバブル崩壊による地価の急激でかつ大幅な下落に伴い、相続税評価及び納税等に関して大変な混乱が生じたことが影響しているといわれています。
 - ◇ 通常、相続税路線価は、国税庁が毎年1月1日現在の価格を同年7月1日に発表しています。そして、この価格はその後1年間変更されることはありません。そうすると、仮に、この期間中に地価が大幅に下落した場合には、納税者は時価が大幅下落しているのにも関わらず、そのことを考慮していない下落前の路線価をもとに相続税等が計算されることになり、結果として重い税負担を課されることになってしまいます。このようなことを防ぐために、あえて20%というバッファを設けて、実情と乖離した不公平な納税を課すことのないようにとの趣旨といわれています。
- 日本の土地の時価が、『ダブルスタンダード』ではない理由について
 - ◇ 以上のように、課税の公平性を期すために、財産評価基本通達に定められた時価より低い相続税路線価を用いた宅地評価が、行われているのです。
 - ◇ また、このことについては、“時価の意義”が争点になった裁判の中でも、「現実には時価との間に開差が存在するが、課税実務上許容されている」と判断されています。
 - ◇ したがって、“税務上の時価評価”という観点からみると、日本の土地の時価は『ダブルスタンダード』にはなっていないのです。
- ◆ 次回からは、国税庁が定めた財産評価基本通達について、ご紹介し解説したいと思います。

【外資系企業に勤務経験のある不動産鑑定士】

■□■-----

5. -----■□■

<横浜市より> ～セミナー開催のお知らせ～

【知的財産戦略セミナー 7/3】

知的財産戦略が企業成長を左右すると言われる中、特許権や商標権などの知的財産を「守る」ためのものだけでなく、捉えている傾向がいまだにあります。「守る」ことはもちろん重要ですが、経営戦略の中でどう活用するか、知財部門の戦略的役割は重要になっています。中小企業も、今後グローバル市場において、経営戦略の一環として考慮すべきこととして念頭においておく必要があります。

本セミナーでは、知財を「守る」、「自社知財を知る」、「ビジネスとして活かす」ための知財戦略について事例を織り交ぜて、2回に分けて解説します。第1回目は下記のとおりです。

◆日時：平成30年7月3日（火）14：00～16：30

◆場所：横浜商工会議所 804・805 会議室
（横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階）

<http://www.yokohama-cci.or.jp/symposia/access/>

↓詳細・お申込みはこちら

<https://www.jetro.go.jp/events/yok/346690922556d0f3.html>

<お問い合わせ>

ジェトロ横浜貿易情報センター

担当：古城、栗山

TEL：045-222-3901

FAX：045-662-4980

E-mail：yok@jetro.go.jp

■□■-----

6. -----■□■

<横浜市より> ～ミッション参加企業募集のお知らせ～

【「中国 北京・上海経済環境視察団」のご案内 9/4-8】

今の魅力ある中国社会や経済環境を体感するとともに、現地の有力企業から直接ビジネス戦略を聞くほか、日系進出企業との交流によるネットワークづくりなど充実したプログラムとなっております。ぜひご参加ください。

◆実施期間：平成30年9月4日（火）～平成30年9月8日（土）

◆申込期限：平成30年8月10日（金）

↓詳細はこちら

<http://www.yokohama-cci.or.jp/event/seminar/2018/0620001915.html>

<お問い合わせ>

横浜商工会議所 国際部

担当：今村、井手

[TEL：045-671-7406](tel:045-671-7406)

FAX：045-671-7410

E-mail：kokusai@yokohama-cci.or.jp

■ □ ■ -----

7. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～IDEC よりお知らせ～

【第 81 回横浜産業倶楽部 上海にてセミナー・交流会開催 7/9】

(公財)横浜企業経営支援財団 (IDEC) は上海事務所にて、平成 30 年度 1 回目の横浜産業倶楽部を 7 月 9 日 (月) に開催します。中国で 20 年以上にわたりビジネス展開しており、日系、中国系の両方に実績を持つ大川原化工機 (株) のビジネス展開についてお話いただきます。

また、中国政府が設立した工業設計に関するプラットフォームである中国工業設計(上海)研究院は、日本企業と中国企業を引き合わせる機能を強化しています。中国市場への展開に活用いただけるものと思います。

◆日時：平成 30 年 7 月 9 日(月) 15:00～17:00

◆会場：IDEC 上海事務所

(上海市長寧区延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 21 階 2108 室)

地下鉄 2 号線 婁山関路駅 2 号出口徒歩 20 分

地下鉄 10 号線 伊犁路駅 4 号出口徒歩 10 分

<http://idec.or.jp/shanghai/>

◆参加費：無料

◆内容：

(1) 日本企業が中国工業設計(上海)研究院のプラットフォームをいかに活用するか (仮)

中国工業設計(上海)研究院 董事長 李雲虎氏

(2) IDEC を活用した中国ビジネス展開 (仮)

大川原化工機(株) 常務取締役 古川 和邦氏

(3) 交流会 (茶菓)

◆お申し込み：

件名を「7/9 横浜産業倶楽部」として、

- ・ 会社名
- ・ お役職
- ・ お名前
- ・ メールアドレス

を記載の上、下記メールアドレスへお送りください。

※ご参加いただけない場合を除き、お申込みに対しご返信は差し上げません。

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

TEL : 045-225-3730

E-mail : global@idec.or.jp

■ □ ■ -----

8. ----- ■ □ ■

<広報協力> ~IDEC よりお知らせ~

【ベトナム製造現場のニーズ情報~KIZUNA ミニセミナー&個別相談会~ 7/17】

IDEC のベトナム提携レンタル工場 KIZUNA (キズナ) が9月に実施するビジネスマッチング会(後述)に先駆け、ニーズ情報やマッチング会の概要をご紹介します。マッチング会では、調達先・販売先探しを希望する KIZUNA 入居企業(食品加工、梱包材製造、機械部品、化粧品など)と交流し、ネットワークづくりができます。ベトナムの市場を取り込みたい、具体的なビジネスニーズを収集したい、ベトナムの工場を探したい、などご関心をお持ちの皆さまはぜひご参加ください。

◆日時：平成30年7月17日(火)

ミニセミナー 15:30~16:30

個別相談会 16:30~17:00

◆会場：横浜企業経営支援財団 大会議室

(横浜市中区太田町 2-23 横浜メディアビジネスセンター7階)

<http://www.idec.or.jp/map.php>

◆参加費：無料

◆内容（変更になる場合があります）：

- (1) KIZUNA 特徴と入居者情報
- (2) ベトナム製造現場のニーズ情報
- (3) ロンアン省投資の魅力
- (4) KIZUNA ビジネスマッチング
- (5) 視察ツアーのご案内
- (6) 個別相談会（希望者のみ）

◆スピーカー：

KIZUNA JV 副社長 チャン ユイ ヴー 氏

KIZUNA JV 営業部 営業部長 白川 誠子 氏

↓詳細・お申し込みはこちら

<http://www.idec.or.jp/seminar/detail.php?pid=1058>

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

TEL : 045-225-3730

E-mail : global@idec.or.jp

■□■

9. -----■□■

<広報協力> ~IDEC よりお知らせ~

【台湾インターンシップ生受入企業の募集 7/31 申込締切】

IDEC では、平成 17 年度から、台湾との経済交流や、横浜市内企業の国際化を支援するため、台湾貿易センター(TAITRA)の機関である国際企業人材育成センター(ITI)学生の横浜市内企業へのインターンシップ受入事業を実施しています。

過去の受入企業からは「海外ビジネス展開の方向性を決める足がかりとなった」「台湾ビジネスアライアンスの可能性を探る事ができた」などの声があります。

貴社でもインターンシップを受け入れて、海外事業拡大や従業員教育に役立ててみませんか。

- ◆受入期間：平成 31 年 1 月 30 日（水）～2 月 20 日（水）
- ◆派遣元：台湾貿易センター・国際企業人材育成センター（ITI）
- ◆日本窓口：台湾貿易センター（TAIRTRA）東京事務所
- ◆募集企業数：20 社程度
- ◆1 企業あたりの受入人数：1～2 名程度
- ◆費用負担：なし
- ◆申込締切：平成 30 年 7 月 31 日（火）

↓詳細・応募方法はこちら

http://www.idec.or.jp/kaigai/whats_new/20180530130415.php

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■□■

10. -----■□■

<広報協力> ～IDEC よりお知らせ～

【中国（上海）国際工業博覧会横浜ブースへの出展企業の募集】

IDEC では 9 月に上海で開催される国家級の総合見本市「中国国際工業博覧会」のジャパン・パビリオン内に横浜ブースを設置します。同博覧会は中国最大級の工業見本市で、中国全土や海外からも環境関連企業や行政関係者が多数来場します。ぜひ横浜ブースへの出展をご検討ください。

『2018 中国国際工業博覧会（第 20 回）横浜ブース概要』

- ◆会期：平成 30 年 9 月 19 日(水)～23 日(日)
 - ◆会場：国家会展中心（上海市青浦区〈地下鉄 2 号線「徐涇東駅」〉）
 - ◆募集小間数：
 - (1) 標準ブース 2 小間程度（1 小間あたり 3m × 3m）
 - (2) 共同出展ブース 5 社程度（1 小間内を 5 社程度でシェアします。）
 - ◆出展料：
 - (1) 標準ブース：横浜市内企業 395,200 円/小間
 - (2) 共同出展ブース：横浜市内企業 70,000 円
- ※横浜市内中業企業は、出展料の助成制度がございます。
詳しくはこちら↓
▼横浜市海外展示商談会出展助成金

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kaigai/kaigaitenjikai/>

- ◆対象：横浜市内に事業所を持つ中小企業
- ◆申込締切：平成 30 年 6 月 29 日（金）（先着順にて締め切ります。）
- ◆出展展示会：
同博覧会の「省エネ・環境保護技術・設備展」のジャパン・パビリオン内

↓詳細・お申込用紙はこちら

http://www.idec.or.jp/kaigai/whats_new/20180525095551.php

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

FAX：045-225-3737

E-mail：global@idec.or.jp

■ □ ■ -----

11. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～IDEC よりお知らせ～

【「中小企業海外市場開拓支援事業」支援対象企業の募集】

IDEC は、海外市場開拓に意欲を持つ市内中小企業を公募により選定し、最大 3 年間、専門家による輸出戦略の策定や顧客開拓、海外展示商談会の準備などをアドバイスします。海外市場開拓の着手から商談実施まで一貫した支援を実施します。

◆支援内容：

1 社につき 1 人のアドバイザーを選任し、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品の PR 方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等、海外市場開拓に関するアドバイスを実施します。

(1) 実施期間：支援決定日～平成 31 年 3 月まで

(2) 実施回数（1 ヶ月あたり）

- ・訪問アドバイス 2 回程度 1 回あたり 2 時間程度
 - ・在宅アドバイス（電子メールや電話など） 2 回程度 1 回あたり 3 時間程度
- ※所定の回数、時間を越える場合は事前にご相談いただきます。

◆支援企業数：15 社程度

↓詳細・応募方法はこちら

<http://www.idec.or.jp/?k=OyVq>

上記ウェブサイトから募集要項等をご確認の上、申込書を提出してください。

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■□■-----

12. -----■□■

<広報協力> ~IDEC よりお知らせ~

【ベトナム視察ツアー「KIZUNA Business Matching 2018」参加者募集】

IDECのベトナム提携レンタル工場 KIZUNA（キズナ）に、第3期目となる"KIZUNA3"がオープンしました。これを記念して視察ツアーを実施します。ツアーでは、工場の視察に加えて、KIZUNA 入居企業とのビジネスマッチング会にも参加します。食品加工、縫製、プラスチック成形、梱包などの入居者と交流し、ベトナム・レンタル工場での操業の話や、ベトナム現地でのビジネスニーズなどを確認する機会となります。ベトナムでの製造、販路拡大やビジネス展開にご関心をお持ちの皆さまのご参加をお待ちしています。

◆日程：

平成30年9月27日(木)

☆KIZUNA3 見学会・・・ベトナム レンタル工場「KIZUNA3」を訪問します

平成30年9月28日(金)

☆KIZUNA 入居者、ホーチミン周辺企業とのビジネスマッチング会

※ニーズ情報など詳細は、前述の7/17KIZUNA ミニセミナーにてご案内します。

◆参加費：無料

※現地集合、現地解散になります。

※旅費、宿泊費等は、各社でご手配・ご負担ください。

※視察会、マッチング会、片方の参加でも可能です。

↓詳細・お申し込みはこちら

<http://www.idec.or.jp/seminar/detail.php?pid=1062>

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援部

TEL : 045-225-3730

E-mail : global@idec.or.jp

■□■-----

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBCは横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。
横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

©;株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
